





を有し、且つ、漁業を営み又はこれに從事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数をこえる漁民とする。

2 組合の地区が市町村、特別区又は行政区の区域をこえるものについては、前項の規定により組合員たる資格を有する漁民を、定款で定めるところにより、特定の種類の漁業を営む者又はこれに從事する者に限ることができる。

3 前二項に規定する者の外、組合は、定款の定めるところにより、水産加工業協同組合に加入していない水産加工業者であつて組合の地区内に住所を有するもの、漁業生産組合又は第一項若しくは前項に規定する漁民以外の漁民を組合員たる資格を有する者とすることができる。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の拂込について、相殺をもつて出資組合に対抗することができない。(持分の譲渡)

第六十一条 出資組合の組合員は、組

合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。(議決権及び選舉権)

第二十一條 組合員は、各々一個の議決権及び役員の選舉権を有する。

但し、第十八條第三項の規定による組合員(以下本章及び第四章において「准組合員」という。)は、議決権及び選舉権を有しない。

2 組合員は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができない。

3 前項の規定により組合員に出資をさせる組合(以下本章において「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

4 組合員は、二人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第二十二條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支拂に因つて脱退する。

3 除名は、左の各号の一に該当することができる。

第一類第十一号 水産委員会議録 第四号 昭和二十三年十一月十五日

(過急金)

第二十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過急金を課すことができる。

2 組合は、定款の定めるところにより、一年をこえない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部をもっぱら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができない。

3 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用するなどを拒んではならない。

4 組合員は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができない。

5 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

6 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

7 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

8 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

9 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

10 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

11 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

12 組合員たる資格を有する者は、組合に加入しようとするところにより、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

つてこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

1 出資の拂込、経費の支拂その他の組合に対する義務を怠つた組合員

2 その他他定款で定める事由に該当する組合員

3 脱退者の拂戻

4 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

5 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

6 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限

7 経費の分担に関する規定

8 剰余金の処分及び損失の処理

9 準備金の額及びその積立の方法

10 役員の定数、職務の分担及び選舉に関する規定

11 事業年度

事項を記載しなければならない。但し、非出資組合であつて、第一項第一項第三号から第五号まで

の事業を行わない組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を、その他の非出資組合の定款には、第六号の事項を記載しなくてもよい。

2 組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに対して與える出資口数を記載しなければならない。

3 主務大臣は、模範定款例を定め(規約で定めうる事項)

4 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

5 第三十二条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

6 第三十三条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

7 第三十四条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

8 第三十五条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

9 第三十六条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

10 第三十七条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

11 第三十八条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い

12 第三十九条 組合の定款には、左の事項は、定款で定めなければならない事項を除い



(総会の議決事項)

- 第四十八条 左の事項は、総会の議決を経なければならぬ。  
一 定款の変更  
二 規約の設定、変更及び廃止  
三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 貸付金の利率の最高限度

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剩余金処分案及び損失処理案

七 每事業年度内における借入金の最高限度

八 訴願若しくは訴訟の提起又は和解

九 渔業権若しくはこれに関する物権の設定、得喪又は変更

十 物権又は不動産(総トン数二十トン以上又は積石数二百石以上の船舶を含む。)に関する物権の設定、得喪又は変更

十一 定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

十二 総会の議事

第十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定める場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数の度これを選任する。

- 三 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別決議事項)

- 第五十条 左の事項は、組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上による多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

四 渔業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 (総会に関する民法の準用)

- 第五十一条 総会には、民法第六十一条及び第六十六条の規定を準用する。この場合において、第六十一条中「第六十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第四十一条組合第三項」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十二条 組合員(准組合員を除く。)の総数が二百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

二 総代は、組合員(准組合員を除く。)でなければならない。

三 総代の定数は、五十人以上でなければならない。

四 総代には、第三十四条第三項から第六項までの規定を準用する。

五 総代会には、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、役員若しくは総代を選挙しない。

第六十一条 第七十三条第一項の規定による設立委員を選任し、又は第五十条の事項について議決することができない。

第七十三条第一項の規定による設立

その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。

一定の期間内にこれ述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知り合いの債権者には、各別にこれ催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十四条 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

三 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十五条 組合(非出資組合であつて、第十一條第一項第三号から第五号までの事業を行わないものを除く。以下本條及び第五十六条において同じ。)は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならぬ。

四 前項の定款で定める準備金の額は、出資組合にあつては、出資総額の二分の一を下つてはならない。

五 第一項の準備金は、損失の振補取りくすしてはならない。

4 組合は、第十一條第一項第十号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

第五十六条 組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をすることはな

らない。

(剩余金の配当)

第五十七条 組合は、定款作成委員は、二十人以上でなければならない。

二 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十一条 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款作成委員(准組合員を除く。)を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

二 定款作成委員は、二十人以上でなければならない。

三 設立準備会の議事は、出席した漁民の過半数の同意をもつて、これを決する。

二 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第六十二条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

二 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

三 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

二 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

三 設立準備会においては、出席した漁民の中から、定款作成委員(准組合員を除く。)を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

二 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

三 設立準備会の議事は、出席した漁民の過半数の同意をもつて、これを決する。



上を有しなければならない。

2 一組合員が有することのできる

出資口数の最高限度は、組合員の

平均出資口数の二倍をこえはな

らない。

3 組合の総出資口数の過半数は、

組合の営む事業に從事する組合員

によつて保有されなければならない。

(定款に記載すべき事項)

第八十三條 組合の定款には、第三

十二条第一項第一号、第二号、第

四号から第六号まで及び第八号か

ら第十二号までの事項を記載しな

ければならない。

2 前項の定款には、第三十二條第

二項及び第三項の規定を準用す

る。

(定款その他の書類の備付及び閲

覧)

第八十四條 理事は、定款、規約及

び総会の議事録を各事務所に、組

合員名簿を主たる事務所に備えて

置かなければならぬ。

2 組合員名簿には、各組合員につ

いて左の事項を記載しなければな

らない。

1 第四十二條第二項第一号及び

二 加入の年月日

第三号から第五号までの事項

であります。

(剩余金の配当)

第八十五條 組合は、損失を填補

し、第八十六條第二項において準

用する第五十五條第一項の準備金

を控除した後でなければ、剩余金

の配当をしてはならない。

2 剩余金の配当は、定款の定める

ところにより、年一割をこえない

七十七條までの規定を準用する。

この場合において、第六十八條第

四項中「二十人」とあるのは「七人」

と、第七十條第二項において準用

される第三十四條第七項中「理事の

定数の少くとも四分の三は」と、と

あるのは「理事は、その全員が」と

読み替えるものとする。

第八十六條 組合の組合員に関するもの

事項については、第七十九條から

第八十二條までに規定するもの

外、第十九條第三項から第五項ま

で、第二十條、第二十一條第一項

本文、第二項から第五項まで、第

二十三條及び第二十六條から第三

で、第三十條、第三十一條第一項

本条、第二項から第五項まで、第

二十一條までの規定を準用する。

2 組合の管理に関する事項につい

ては、第八十三條から前條までに

規定するもの外、第三十三條か

ら第四十一條まで、第四十三條か

ら第五十一條まで、第五十三條、

第五十四條、第五十五條第一項か

ら第三項まで、第五十七條及び第

五十八條の規定を準用する。この

場合において、第三十四條第二項

中「五人」とあるのは「三人」と、同

條第七項中「理事の定数の少くと

も四分の三は」とあるのは「理事

も、その全員が」と、第四十四條

第一項中「五分の一」とあるのは

「三分の一」と、第四十七條第一項

中「十分の一」とあるのは「六分の

一」と読み替えるものとする。

3 組合の設立に関する事項につい

ては、第五十九條から第六十七條

までの規定を準用する。この場合

4 組合の解散及び清算に関する事

項については、第六十八條から第

七十七條までの規定を準用する。

この場合において、第六十八條第

四項中「二十人」とあるのは「七人」

と、第七十條第二項において準用

される第三十四條第七項中「理事の

定数の少くとも四分の三は」と、と

あるのは「理事は、その全員が」と

読み替えるものとする。

第八十九條 連合会は、左の各号の

うちいずれかに該当しなければな

らないこと。

一 地区が都道府県の区域をこえ

かわらず、同項第一号又は第二号

の事業を行なうことができない。

2 連合会は、定款の定めるところ

により、所属員以外の者にその施

設を利用させることができる。但

し、一事業年度において所

員の利用する事業の分量の総額

をこえてはならない。

3 連合会は、定款の定めるところ

により、所属員以外の者にその施

設を利用させることができる。但

し、一事業年度において所

員の利用する事業の分量の総額

をこえてはならない。

4 第一項第一号又は第二号の事業

を行なう連合会は、同項の規定にか

かわらず、これらの事業に附帯す

る事業の外、他の事業を行うこと

ができる。

5 前項の連合会は、会員のため

に、手形の割引をし、定款で定め

る金融機関に対して会員の負担す

る債務を保証し、又は当該金融機

関の委任を受けてその債権を取り

立てることができる。

(会員たる資格)

十 所属員の福利厚生に関する施

設

十一 水産に関する技術の向上及

び連合会の事業に関する所属員

の知識の向上を図るために教育

並びに所属員に対する一般的情

報の提供に関する施設

十二 所属員の経済的地位の改善

のための團体協約の締結

十三 前各号の事業に附帯する事

(事業の種類)

会

（漁業協同組合連合会

（以下本章において「連合会」とい

う。）は、左の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 会員の事業に必要な資金の貸

付

二 会員の貯金の受入

三 連合会を直接又は間接に構成

する者（以下本章において「所属員」と総称する。）の事業に必要

な物資の供給

四 所属員の事業に必要な共同利

用に関する施設

五 所属員の漁獲物その他の生産

物の運搬、加工、保管又は販賣

六 水産動植物の繁殖保護その他

漁場の利用に関する施設

七 船舶、船揚場、漁港その他

他所屬員の漁業に必要な設備に

関する施設

八 法人たる所属員の監査及び指

導

九 所属員の遭難防止若しくは遭

難救護に関する施設又は漁船保

險のあつ旋

一 連合会の地区の全部又は一部

を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区内に住所を有す

る漁業生産組合

三 連合会の地区内に住所を有す

し、且つ、法律に基いて設立さ

れた協同組合であつて、前二号

の者の事業と同種の事業を行な

うもの

（規模の制限）

第八十九條 連合会は、左の各号の

うちいずれかに該当しなければな

らないこと。

一 地区が都道府県の区域をこえ

かわらず、同項第一号又は第二号

の事業を行なうことができない。

2 所属員たる組合の数が三百を

こえないこと。

（総会の議決事項）

第九十條 左の事項は、総会の議決

を経なければならない。

一 第四十八條第一項各号の事項

二 一會員のためにする手形の割

引額の最高限度

（起訴人）

第九十一條 連合会を設立するに

は、二以上の組合、漁業生産組合

又は連合会が発起人となることを

必要とする。

（準用規定）

第九十二條 連合会の事業に関する

事項については、第八十七條に規

定するものの外、第十二條から第

十六條までの規定を準用する。こ

の場合において、第十二條第一項

中「前條」とあるのは第八十七條

と、第十六條第一項中「第十一條

第一項第十一号」とあるのは第八

十七條第一項第十二号」と読み替

えるものとする。

3 連合会の管理に関する事項については、第九十條に規定するものとの外、第六十條から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第三十二條から第四十七條までの規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所属員（准会員）を構成する者及び准組合員を除く。」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の個人たる所属員（准会員）を構成する者及び准組合員を除く。」と読み替えるものとする。

4 連合会の設立に関する事項については、前條に規定するものとの外、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「組合、漁業生産組合又は連合会の理事」と、同條第二項中「二十人」とあるのは「二人」と、第六十二條第六項において準用する第六十一條第一項但書中「第十八條第三項の規定による組合員（以下本章及び第四章において「准組合員」といふ。）」とあるのは「第八十八條第三項の規定による会員（以下第九十二條及び同條において準用する各条规定において「准会員」という。）」と読み替えるものとする。

5. 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條が第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十九條第四項中「二十人未満」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

事項については、第六十八條が第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十九條第四項中「二十人未満」とあるのは「准会員」と読み替えるものとする。

設

四

の組合員に関する事項についての規定を準用する。第一項本文、第二項から第三項までの規定を及び第二十二條から第三十二条までの規定を準用する。

第五十九條まで、第二十條、第二十一項本文、第二項から第三項までの規定を準用する。この場合に於ては、第六十一条から第六十七條までの規定を準用する。この場合において、第五十九條及び第六十一条中「二十人」とあるのは「十五人」と読み替えるものとする。

第六章 水産加工業協同組合連合会

種類

水産加工業協同組合連合会を直接又は間接に構成する以下の事業に必要な共同利益の供給の事業に必要な資金の貸付を行うことができる。

1

工、保管又は販賣、所屬員の生産物の運搬、加工、所屬員の製品、その原料若くは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査に関する等の事項を規定する。

つて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部

を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前号の者的事業と同種の事業を行うもの

(登記人)

第九十九條 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(適用規定)

第一百條 連合会の事業に関する事項については、第九十七條に規定するものの外、第十二條から第十五條までの規定を適用する。この場合において、第十一條第一項中「前條」とあるのは「第九十七條」と読み替えるものとする。

2 連合会の会員に関する事項につ

いては、第九十八條に規定するも

の外、第十九條第三項から第五

項まで、第二十條から第三十一條

まで、第八十九條及び第九十五条の規定を準用する。この場合におい

て、第二十一條第一項但書中

「第十八條第三項の規定による組

員（以下本條及び第四章におい

て「准組合員」という。）とあるの

は「第九十八條第二号の規定によ

る会員（以下本章及び第四章におい

て「准組合員」という。）とあるの

は「連合会の管理に関する事項につ

いては、第三十二條から第四十七

項、第四十九條から第五十八條ま

で及び第九十九條の規定を準用す

る。この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人たる所属員（准会員を構成する者を除く。）」と、同項但書中「漁民」とあるのは「組合又は連合会の個人たる所属員（准会員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

2 連合会の設立に関する事項につ

いては、前條に規定するもの

外、第六十條から第六十七條まで

の規定を準用する。この場合におい

て、第六十一條第一項及び第三

項中「漁民」とあるのは「組合又は

連合会の理事」と、同條第二項中

「二十人」とあるのは「二人」と、第

六十二條第六項において準用する

第二十一條第一項但書中「第十八

條第三項の規定による組合員（以

下本章及び第四章において「准組

合員」という。）とあるのは「准組

合員」と読み替えるものとする。

3 連合会の解散及び清算に関する事項については、第六十八條から

第七十七条までの規定を準用する。

この場合において、第六十九條第一項中「二十人未満」とあるは「一

人」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人（准会員を除く。）」と読み替えるものとする。

4 同條第二項において準用する第三項において準用する第三

項中「二十人未満」とあるは「一

人」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「個人（准会員を除く。）」と読み替えるものとする。

5 連合会の登記

（設立の登記）

第六十條 第二項 第五号の事項中

「組合員（准会員を除く。）」とあるのは「個人（准会員を除く。）」と読み替えるものとする。

6 登記

（登記の登記）

第七章 登記

（設立の登記）

合」という。)は、組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）に出资をさせない組合にあつては、設立の認可があつた日から、組合員に出资をさせる組合(以下「出資組合」という。)にあつては、出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。但し、漁業生産組合の設立の登記には、第三号の事項を掲げなくてもよい。

3 事務所

（事務所移転の登記）

新所在地においては三週間以内に移転したときは、

第二百一條第二項の事項を登記し、

從たる事務所を移転したときは、

新所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地において四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

（事務所移転の登記）

新所在地においては三週間以内に移転したときは、

第二百一條第二項の事項を登記し、

從たる事務所を移転したときは、

新所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地において四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

（合併の登記）

第二百六條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（合併の登記）

第二百七條 組合が合併するときは、合併の認可のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて成立する組合については第百一

条第二項に規定する登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第二百八條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

（清算人の登記）

現在により事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、從たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすればよい。

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

（清算人の登記）

その從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地位において、参事の代理権を行ふことを定めたときには、その旨を登記しなければならない。

（清算人の登記）



る行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選舉若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選舉若しくは当選の取消を請求した場合において行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選舉若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合にこれを準用する。

(専用契約の取消)

#### 第一百一十六条 行政廳は、第二十四

條第一項(第九十三條第二項、第九十六條第二項及び第一百條第二項)において準用する場合を含む。)の規定による契約の内容が、公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

第三百二十七条 行政廳は、(監督行政廳)この法律中「行政廳」とあるのは、第七十二條(第八十一条第四項、第九十二條第五項、第九十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の場合は、都道府県若しくは特別市の区域又はその区域をこえる区域を地区とする組合(漁業生産組合を除く。)については、主務大臣、その他の組合についても、主たる事務所を管轄する都道府縣知事又は特別市の市長とする。

2 前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第一百一十八条 組合の役員が如何な

る名義をもつてするを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下

の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

#### 2 前項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第一百二十九條 第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第二項及び第一百條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二条第四項において準用する倉庫業法第八條第一項若しくは本法第二百二十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用者その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行爲者を罰する外、その組合に対しても同項の罰金刑を科する。

第一百三十條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万元以下の過料に処する。

1 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基いて当該組合が行うことができる事業以外の

事業を営んだとき。

二 第十一條第三項但書、第八十

七條第三項但書、第九十五條第二項但書又は第九十七條第二項

三 第十七條第二項の規定に違反したとき。

四 第二十四條第二項(第九十二

條第二項、第九十六條第二項及び第一百條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第二十五條(第九十二條第二

項、第九十六條第二項及び第一百

條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したと

六 第三十六條(第八十六條第二

項、第九十二條第三項、第九十

六條第三項及び第一百條第三項の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

七 第三十八條、第三十九條又は

第四十条(以上の各規定を第八

六條第二項、第九十二條第三

項、第九十六條第三項及び第一百

條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

八 第四十二條(第九十二條第三

項、第九十六條第三項及び第一百

條第三項において準用する場合を含む。)、第四十三條(第八

六條第二項、第九十二條第三

項、第九十六條第三項及び第一百

條第三項において準用する場合を含む。)又は第八十四条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事

項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第四十四條第五項又は第四十

七條第四項(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第五項及び第一百

條第三項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十 第五十三條又は第五十四條第

二項(以上の各規定を第八十六條第二項、第九十二條第三項、

九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十

六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して出資一

口の金額を減少し、又は第六十

九條第四項(第八十六條第四項、第九十二條第五項、第九十

六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第五十五條、第五十六條

(以上の各規定を第八十六條第

二項、第九十二條第三項、第九

十六條第三項及び第一百條第三

項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十二 第五十八條(第八十六條第

二項、第九十二條第三項、第九

十六條第三項及び第一百條第三

項において準用する場合を含む。)又は第八十五條の規定に違反したとき。

十三 第六十八條第五項(第八十

六條第四項、第九十二條第五

項、第九十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十四 第七十四條又は第七十六條

(以上の各規定を第八十六條第

四項、第九十二條第五項、第九

十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十五 第七十五條(第八十六條第

四項、第九十二條第五項、第九

十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十六 第七十七條(第八十六條第

四項、第九十二條第五項、第九

十六條第五項及び第一百條第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

十七 第七十七條において準用す

る民法第七十九條の規定に違反して同項の期間内に債権者に弁

済をしたとき。

十八 第七十七條において準用す

る民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十九 この法律の規定による登記





道府県水産業会、中央水産業会を「漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」に改める。

第五條第六号中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。  
(登録税法の一部改正)

第二十條 登録税法の一部を次のようにより改正する。

第十九條第七号中「水産業團体」を「水産業協同組合」に、「水産業團體法」を「水産業協同組合法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第二十一條 法人税法の一部を次のように改める。

第九條第五項中「漁業会、製造業会、道府県水産業会、中央水産業会、」の次に「漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二條 地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第二項第六号の次に次の一号を加え以下一号づつ繰り下げる。

七 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

(農林中央金庫法の一部改正)  
第十三條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三項中「道府県出資水産業会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

(登録税法の一部改正)

道府県水産業会、製造業会、漁業会を「漁業協同組合連合会」に改める。

第五條第一項中「中央水産業会、

道府県水産業会、製造業会、漁業

会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

第六條第一項中「中央水産業会、

道府県水産業会、製造業会、漁業

会」を「漁業協同組合連合会」に改める。

(金融緊急措置令の一部改正)

第二十四條 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改める。

第八條中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(事業者團体法の一部改正)

第二十五條 事業者團体法(昭和十三年法律第百九十一号)の一部を次のように改める。

(事業者團体法の一部改正)

第六條第一項第二号中「レ 水産業團體法(昭和十八年法律第四十七号)」を「レ 旧水産業團體法(昭和十八年法律第四十七号)」に改め、「ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)」の二十三年法律第号)」を加える。

(関係法令改正の経過規定)

第六條第一項第二号中「水産業團體法(昭和二十三年法律第二百号)」の二十三年法律第号)」を加える。

(関係法令改正の経過規定)

第六條第一項第二号中「水産業團體法(昭和二十三年法律第二百号)」の二十三年法律第号)」を加える。

(罰則の経過規定)

第六條第一項第二号中「水産業團體法(昭和二十三年法律第二百号)」の二十三年法律第号)」を加える。

は、この法律施行後(同項の水産業團體については、同項の規定により効力を有する水産業團體法の失効前)にしたがいに対する罰則の適用について

業團體については、同項の規定により効力を有する水産業團體法の失効後)でも、なお從前の例によ

る。

附 則

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない

る。但し、第二條の規定は、公布の日からこれを施行する。

第一條 この法律は、漁業生産力を

發展させ、漁業の民主化を図るために新たな法律が、現行の漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に代つて制定施行されるまでの間、

漁業権等に関する現状を不當に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第二條 農林大臣又は都道府縣知事は、漁業の免許の出願が、從前の

漁業権等に関する現状を不當に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第三條 農林大臣又は都道府縣知事は、

漁業の免許の出願が、從前の

漁業権等に関する現状を不當に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第四條 この法律は、漁業生産力を

發展させ、漁業の民主化を図るために新たな法律が、現行の漁業法(明治四十三年法律第五十八号)に代つて制定施行されるまでの間、

漁業権等に関する現状を不當に変更することを防止し、もつて新漁業制度の実施を円滑にすることを目的とする。

第五條 漁業権の貸付契約であつて

(現に存する抵当権を除く。)の目

的となることができない。

この法律施行の際現に存するもの

については、借受人が賃料を滞納する等信義に反する行為がある場合、一時的に貸し付けた場合、

貸付契約の内容が事情の変更によつて妥当でなくなつた場合その他の

正当の事由がある場合を除き、そ

の解除若しくは解約(合意解約を含む。)をし、又

は更新を拒もうとするときは、都

道府縣知事の認可を受けなければ

とができない。

2 前項の貸付契約の解除若しくは

解約(合意解約を含む。)をし、又

は更新を拒もうとするときは、都

道府縣知事の認可を受けなければ

とができない。

ないものとする。

第四條 漁業権は、都道府縣知事の認可(地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けたときは、譲渡又は抵当権を現に存する抵当権を除く。)の目

的となることができない。

第五條 漁業権の貸付契約であつて

(現に存する抵当権を除く。)の目

的となることができない。

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、漁業法が廃止され、これに代るべき漁業に関する法律が制定施行される時に、その

効力を失う。但し、その時までに

した行為に対する罰則の適用につ

いては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

3 この法律は、漁業法が廃止され、これに代るべき漁業に関する法律が制定施行される時に、その時までに

した行為に対する罰則の適用につ

いては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

○周東國務大臣 ただいま提案されおります三法案について提案の理由を申し上げたいと思います。

まず水産業協同組合法案と水産業協同組合法の制定に伴う水産業團體の整理等に関する法律案について申し上げます。

戦後の日本經濟及び政治上の大轉換に対処いたしまして、水產業におきま

すます水産業協同組合法案と水産業團體の整理等に関する法律案について申し上げたいと思います。

また漁業権の存続期間の満了に際して、實質上從前の漁業権の存続期間の更新の申請であると認められる場合を除き、漁業の免許をしてはならない。

2 農林大臣又は都道府縣知事は、

漁業権の変更の許可をしてはなら

ない。

第三條 漁業権は、この法律施行後

その存続期間が満了するものであつても、その存続期間は、満了し

ることができる。

第七條 前條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者には、

罰金を科す。

2 前條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者には、

罰金を科す。

3 農林大臣又は都道府縣知事は、

漁業権を譲渡又は抵当権の目的とし

て、實質上從前の漁業権の存続期間の更新の申請であると認められ

ばならない。

第八條 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する。外、その法人又は人に對し、第六條の罰金刑を科する。

的ないものを持つておるのであります。従いまして現行制度はこれで廃止いたしますとともに、これにかかる新しい團体制度いたしまして、漁民及び水産加工業者が自主的に組織する協同組合組織の発達を促進いたしまして、漁民及び水産加工業者の経済的、社会的地位の向上と、水産業の生産力の発展をはかりまして、漁村の民主化を推進することといたしたいと存するのであります。

次にこの両法案の内容中おもな事項につきまして、概略を御説明申し上げます。最初に水産業協同組合法案の内容がありまするが、その第一は、組合は、漁民または水産加工業者の職能的な協同組織としたことであります。すなわち組合に加入し得る者の資格を漁民または水産加工業者に限定しておりますのであります。これは水産業、ことに漁業におきましては、從來地区内の一般住民の加入を認めておりませんために、往々組合の運営がこれら者の加入を排除して、漁民または水産加工業者の主体性を確保せしめるとともに、職能的な組織として、漁業または加工業の発展をはかるための措置であります。なおこの趣旨を徹底いたしまして、漁民と加工業者との組合も全然別系統といたしておるのであります。

第二に、組合の設立、地区及び加入、脱退等はすべて從来と異なりまして、自由であります。従いまして組合は漁民または水産加工業者自身の立場に立つて、自主的に運営されるこ

ととなりますので、その正当な発展を期することができます。

第三に、組合の中に中小漁民が主体となる漁業の協同經營として新たに、漁業生産組合組織を設けたこととして、漁業の生産組合としてよくその機能を果し得るために、現状においてはなあ種々助成の施策を講ずる必要があると存するのであります。

第四に、行政廳の監督権は、きわめて制限しておる点であります。すなわち監督権の範囲は、一定数以上の組合員の請求または組合の行為が、法令等に違反し、または違反する疑いのある場合に限つて、監督措置を講ずることとしております。從來のように行政廳が積極的に独自の立場から監督権を行使するということではないのであります。これは組合の自主性を尊重することを建前としておるわけであります。

次に水産業協同組合法の制定に伴う、水産業團体の整理等に關する法律案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、水産業團体の解散でありまするが、本法施行から八箇月を期限として、すべて解散することにして

おります。ただ特例として漁業権及び入漁権等を持つておりまする漁業会は、漁業権の制度改革との関係上、期限後におきましても漁業権整理の終るまでは、これらの権利の管理に必要な範囲内で存続を認めることといたしておるのであります。

第二に、組合の設立、地区及び加入、脱退等はすべて從来と異なりまして、自由であります。従いまして組合は漁民または水産加工業者自身の立場に立つて、自主的に運営されるこ

と、第二には、個々の漁業権を中心とする問題でありまするが、現在の團体の財産は、多年の組合運動の結果、蓄積されたものであり、また共同施設等の帰属いかんは、新しい協同組合の発足に至大な関係を持つておりまするので、できるだけ新しい協同組合へ移転する方法といたしましては、現在漁業会の会員は、大部分新しい組合へ参加するものと思われますので、その持分の割合に応じる漁業会の財産を分割または譲渡等の方法により移転することがそれであります。

第三に、關係諸法律の一部改正でありまするが、これは税法、農林中央金庫法及び事業者團体法等に関するものであります。

以上が両法案の内容の主なる事項でありまするが、御存じのように、現在の水産業團体は、その機能をいろ／＼制限されておりまして、目下漁村は一種の空白状態にあるために、漁民は新しい協同組合制度の実施の一日も早くから漁業の民主化並びに水産業の発展のため、何とぞ慎重御審議の上よりおらんことを希望しております。漁村及び漁業の民主化並びに水産業の発展のために、何とぞ慎重御審議の上よりおらんことをお願いいたします。

次第であります。

次に漁業権等臨時措置法案につきま

ります。

まず第一に、水産業團体の解散でありまするが、本法施行から八箇月を期限として、すべて解散することにして

おります。ただ特例として漁業権及び入漁権等を持つておりまする漁業会は、漁業権の制度改革との関係上、期限後におきましても漁業権整理の終るまでは、これらの権利の管理に必要な範囲内で存続を認めることといたしておるのであります。

第二に、組合の設立、地区及び加入、脱退等はすべて從来と異なりまして、自由であります。従いまして組合は漁民または水産加工業者自身の立場に立つて、自主的に運営されるこ

と、第二には、個々の漁業権を中心とする漁場の秩序が組み立てられておりまして、漁業生产力を上げるために不可欠であるところの、相当廣い水面を単位とした組合的な計画性を持ち得ないことがあります。第三には、漁業権が物権の設定に認可制をとりまして、漁業権の所有関係が不當に変更されるのを防ぐための措置を設けたことといたして、漁業権者が不當に貸付け契約を解約したりもしくは解除し、また是更新を拒んだり、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。また入漁権につきましては更新を拒んだり、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。また入漁権につきましては更新を拒んだり、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。

第三点は農地における小作地取上げ件でありまする関係上、その性格に伴う弊害の面が顯著に現われていることとその間に混亂が起る可能性も多いと予想されますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御協賛あらんことをお願いする次第であります。

○西村委員長 引続き質疑に入るはゞでござりまするが、会議の運営の円滑をはかるために午前の会議はひとまず説明の程度にして、休憩に入つて協議会を開きまして、運営方法等を協議して、午後三時より質疑に入りたいと存じます。さよう御承知置きを願います。暫時休憩いたします。

午後十時五十一分休憩

○西村委員長 午前に引続きまして委員会を再開いたします。

この間改革の実施に障害となるような事実の発生を防止して置くことが必要

でありまするのと、漁業権等の現状を

不當に変更することを防ぐ臨時措置をとらうとするのでござります。

以下本案の主要な内容について概略申し上げますと、第一点は、新規免許及び変更許可をしないこととあります。また各派の委員諸君におかれましても、本案の審査のために公聽会を開くことを希望しておられるのであり

ます。また公聽会の開催を希望しておられるのであります。

第二点は、漁業権の譲渡し及び抵当権の設定に認可制をとりまして、漁業権の所有関係が不當に変更されるのを防ぐための措置を設けたことといたして、漁業権者が不當に貸付け契約を解約したりもしくは解除し、また是更新を拒んだり、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。

ますが、公聽会開会には衆議院規則第七十七條によりまして、あらかじめ議長の承認を要することになつておりますから、委員長より議長あて公聽会開会承認要求書を提出することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ないようですか  
ら、その通りどりばからうことに決定いたします。

明日は午前十時より提案されました

三案の審議に移りたいと思います。本  
日はこれをもつて散会いたします。

午後四時十三分散会